

更生保護における発達上の課題を有する非行少年 への支援の現状と課題（その2）

—全国の保護観察所職員・保護司等の調査を通して—

○高橋智 内藤千尋 田部絢子
 (東京学芸大学) (松本大学教育学部/東京学芸大学院博士課程) (大阪体育大学教育学部)

keywords: 発達障害、非行少年、更生保護

3.2 支援内容

困難と支援ニーズに対して、支援内容として170コードが挙げられ、5つのカテゴリー「システム」「本人への支援」「職員の意識・視点」「課題」に分類できた。支援内容に関しては発達障害等の特性に対応するというより、目の前にいる少年の困難と支援ニーズに丁寧に対応している様子が回答された。

例えば「システム」では、いくつかの保護観察所等では支援者を二人体制して、保護司が本人、保護観察官が保護者を中心にサポートする等、ニーズに応じた手厚い支援体制が整えられていた。また、担当保護観察官や保護司だけで問題を抱え込まず、他機関にも繋げて相談できるようなシステム構築をめざしていることも回答されている。

「本人への支援」では「本人の話をまずは丁寧に聴く」ことが最も多い支援として回答された。とくに保護司による支援として多く回答されており、保護観察官と保護司が役割分担をしながら本人の不安やストレスを聞いていることが挙げられた。

環境を整え、本人が安心して試行したり、失敗してもやり直しができる環境を設定し、多様な経験をさせることが回答として挙げられた。そのためには受容的關係に関わることや、得意なこと・良いところに着目して支援につなげることが行われており、そのうえで本人自身が困っていることを自覚できるように配慮されていた。

障害者手帳の取得や福祉サービス受給等では、まずは本人との信頼関係を築きながら、「タイムスケジュールや日記」での記録を通して自身が振り返り考える機会の提供が行われていた。

3.3 今後の課題

発達障害等の発達困難を有する少年の社会的自立に向けた今後の課題として挙げられた164コードは、「システム構築」55コード、「対応の視点」41コード、「地域支援体制」29コード、「移行支援」10コード、「職員体制」9コード、「本人の自立の課題」5コード、「施設における課題」3コード、「家庭の協力」2コード、「その他」10コードにカテゴリー分類された。

「システム構築」55コードでは「機関連携・ネットワークづくり」10コードが多く回答され、その際に機関連携を専任とするコーディネーターの役割を担う職員配置の要望も挙げられた。次いで更生保護施設・自立準備ホームへの受入れなど、「受入施設・受け皿の拡充」5コードが回答された。本人への「対応の視点」41コードでは「手帳取得」4コード、「様々な経験をさせる」41コード、「支援方法の早期の見極めと見直し」3コードが回答され、学校段階での早期介入・対応が求められている。

「地域支援体制」29コードでは、少年は保護観察期間後も地域で生活していくので「地域住民の理解・協力」8コードが求められている。保護観察期間終了後にも「定期的に支援できる存在」4コード、地域のなかに気軽に立ち寄れる「居場所の提供」4コード等が挙げられている。

4. 考察

本調査をとおして発達障害等の発達上の課題を有する少年の社会的自立や地域移行に向けた困難と支援ニーズやそれに対する関係者の支援状況が明らかになった。

本人の困難と支援ニーズに対する支援では、保護観察所・保護司を中心に丁寧に関わりが行われていることが明らかとなった。その一方で、保護観察以前のより早期段階での適切な介入が届かず、「困っている」状況下におかれている少年の姿が多く想定された。とくに発達障害等の診断・判定を有していないボーダーラインにある少年への支援が行き届いていないことが推察されるが、少年院在院中あるいは保護観察処分決定前において、本人の発達上の困難と支援ニーズをより丁寧に明らかにしていくことが求められる。

現代社会の急激な情勢変化のなかで、子どもが安心・安全に

生きることができる生活基盤や大人になっていくために不可欠な成長・発達の条件・環境を十分に保障されない状況にあるが、本調査でも少年が愛着障害・心身症・不適応等の発達の困難を有して、反社会的行動のリスクが高まっていることが伺える。

そうした発達上の困難や課題を有する少年に対して保護司や保護観察官の果たす役割は大きい。押切(2005)は、経験年数が長い保護司らが「硬軟織り交ぜた面接、地域性をいかした指導・援助、関係機関・団体との連携に力を発揮」しており、「モラルや処遇能力の面で高い水準にある」ことを示唆している。本調査でも、とくに保護司による「本人の話を丁寧に聴く」ことが重要な支援として行われ、少年の発達促進において大きな成果を挙げている。

大人への不信任感強い非行少年は、少年院法務教官・保護司・保護観察官などの「信頼できる大人との出会い」によって大きく変化し、成長・発達していく。学校の更生保護に対する認識・理解の改善と同時に、「更生保護のあり方を考える有識者会議」等でも議論が始まっているように、少年の発達にとって重要な役割を担う保護司へのサポート充実も早急の課題である。

機関連携の重要性は自明のことであり、法務省でも少年鑑別所と保護観察所の連携(久保・横地:2015)など、次第に連携促進が図られている。また連携に繋がるひとつの方法として、法務省矯正局(2016)『発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン』の取り組みが着目される。ガイドラインでは「発達上の課題を有する在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るためには、処遇をする側が、『発達支援』という視点を持つことが重要である」と述べ、障害名や診断・判定の有無にとらわれず、発達上の課題を有する少年への発達支援が目的とされている(藤原:2016)。

このガイドラインでは、5つの支援ポイントをふまえたうえで、とくに少年の発達上の困難・ニーズの把握のために「身体感覚に関するチェックリスト」(全46頁)が設けられている。その実施目的として「発達上の課題を有する在院者の身体感覚や身体症状(身体の不調・不具合)を理解することにより、適切な指導・支援の実施に資するとともに、在院者の不安やストレスの軽減を図る」ことが挙げられている(「身体感覚に関するチェックリスト」は高橋・増淵:2008、高橋・石川・田部:2011、高橋・田部・石川:2012、高橋・井戸・田部ほか:2014、高橋・斎藤・田部ほか:2015などの発達障害当事者の身体感覚・運動や身体症状の調査研究の成果をもとに作成された)。

発達障害等の発達上の課題を有する少年の社会的自立や地域移行の支援においても、ガイドラインに示された当事者性や発達支援の視点が不可欠と考えられる。

【附記】

本研究は、三菱財団(高橋)、ユニバーサル財団(高橋)、日本科学協会(内藤)、みずほ福祉助成財団(内藤)、マツダ財団(内藤)、松下幸之助記念財団(内藤)、大学女性協会(内藤)、科研費基盤研究C(高橋)、科研費若手研究B(内藤)等による研究成果の一部である。

【文献】

法務省矯正局(2016)『発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン』。
 内藤千尋・高橋智・法務省矯正局少年矯正課(2015)少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の実態と支援に関する調査研究—全国少年院職員調査を通して—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』66。
 高橋智・内藤千尋・法務省矯正局少年矯正課(2016)『全国の少年院・少年鑑別所における発達障害等の発達困難を有する少年の実態と支援に関する調査研究報告書』。
 (NAITOH Chihiro, TABE Ayako, TAKAHASHI Satoru)